



宮崎県公報

令和7年12月15日(月曜日) 第672号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 64,800円

目次

頁

規則

- 地方卸売市場の認定等に関する規則の一部を改正する規則 (農業流通ブランド課) 1

告示

- 指定居宅サービス事業者の指定 (長寿介護課) 2

○指定居宅サービス事業の廃止 (長寿介護課) 2

○保安林の指定予定 (自然環境課) 3

○保安林の指定予定の通知(4件) (〃) 3

選挙管理委員会告示

○個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正 4

規則

地方卸売市場の認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第67号

地方卸売市場の認定等に関する規則の一部を改正する規則

地方卸売市場の認定等に関する規則(令和2年宮崎県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前									改正後									
(軽微な変更)									(軽微な変更)									
第6条 省令第26条の規定に基づき県が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。									第6条 省令第26条の規定に基づき県が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。									
(1)～(8) [略]									(1)～(8) [略]									
(9) 業務規程の変更(法第13条第5項第3号イからハまで並びに第4号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。)									(9) 業務規程の変更(法第13条第5項第3号イからニまで並びに第4号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。)									
様式第4号(第4条関係)									様式第4号(第4条関係)									
[略]									[略]									
第1 業務の状況									第1 業務の状況									
1～3 [略]									1～3 [略]									
4 卸売業務の状況									4 卸売業務の状況									
[略]									[略]									
(1) 卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益									(1) 卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益									
種類	受託販売			買付販売			卸売業務合計			種類	受託販売			買付販売			卸売業務合計	
	数量	金額	委託手数料	数量	金額	買付販売利益(損失)	数量	金額	販売利益(損失)		数量	金額	委託手数料	数量	金額	買付販売利益(損失)	数量	金額
[略]									[略]									
前年同期対比(B/)	[略]								[略]									
前年同期対比(A/)	[略]								[略]									

<p>A)</p> <p>[略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>様式第7号(第9条関係)</p> <p>[略]</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保の状況</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 地方公共団体が申請する場合には、1.にかかわらず、下記の表に記載すること。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>4～7 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>B)</p> <p>[略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>様式第7号(第9条関係)</p> <p>[略]</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保の状況</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 地方公共団体が報告する場合には、1.にかかわらず、下記の表に記載すること。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>4～7 [略]</p> <p>[略]</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(卸売市場法の一部改正に伴う経過措置)
- 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律(令和7年法律第69号。次項において「改正法」という。)附則第11条第3項の規定による申請は、この規則による改正後の地方卸売市場の認定等に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)第2条又は第5条の規定の例によるものとする。
- 改正法附則第11条第4項の規定により認定をした場合(改正法による改正後の卸売市場法(昭和46年法律第35号)第14条において読み替えて準用する同法第6条第3項において準用する同法第13条第5項の規定の例により認定する場合を除く。)は、改正後の規則第3条第1項の規定の例により、認定証を交付するものとする。

(用紙に関する経過措置)

- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の地方卸売市場の認定等に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第823号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和7年12月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業者所		指定居宅サービス事業者		指定期年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570501249	コンパスウォーク小林	宮崎県小林市細野506番地5	ブルーフェニックス株式会社	宮崎県都城市鷹尾一丁目26街区13号	令和7年11月1日	通所介護
4570205056	デイサービス南天	宮崎県都城市金田町1959-1	合同会社百穂	宮崎県都城市菖蒲原町3街区5号	令和7年11月17日	通所介護

宮崎県告示第824号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年12月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県公報

令和7年12月15日(月曜日) 第672号

介護保 険事業 所番号	指定居宅サービス 事業所		指定居宅サービス 事業者		廃止 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称又 は氏名	主たる事務 所の所在地		
4570302440	延岡文化村 梅の驛	宮崎県延岡市恒富町2丁目13番地1	株式会社おいでん里	宮崎県延岡市古城町四丁目 132番地	令和7年11月30日	通所介護

宮崎県告示第825号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年12月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字小向1887-1、1887-5
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字小向1887-1 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第826号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年12月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北方町曾木字瀬戸谷子917-18、字矢櫃子959-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第827号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年12月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字狭上491-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第828号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年12月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字浜川702-6
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第829号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

った。

令和7年12月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字中之又字松尾17
- 1

2 指定の目的 水源の涵養^{かんよう}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第85号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成26年宮崎県選挙管理委員会告示第64号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成合修

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後				
市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 (令和7年10月2日現在)			市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 (令和7年12月15日現在)				
施設の名称	施設の所在地	収容見込人員	施設の名称	施設の所在地	収容見込人員		
〔略〕			〔略〕				
宮崎市高岡福祉保健センター	〔略〕		宮崎市高岡福祉保健センター	〔略〕			
宮崎市内山体育館	宮崎市高岡町内山966番地	400	〔略〕				
〔略〕			〔略〕				